第二次
筑紫野市地域福祉計画・
地域福祉活動計画
【改定版】

令和３年３月

筑紫野市・社会福祉法人　筑紫野市社会福祉協議会

「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざして

本市では、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」という基本理念の実現をめざすため、平成２７年３月に「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、筑紫野市社会福祉協議会と共に地域福祉の推進のための様々な取り組みを進めてまいりました。

これまでの間、少子高齢化や人口減少により、社会構造は大きく変化してきております。また、核家族・単身世帯の増加、個人の価値観や生活形態の多様化などにより、家庭や地域での支え合い、助け合う意識の稀薄化も進んでいます。

このことにより、改めて地域コミュニティでの支え合いの力や「地域の絆」の必要性がより一層高まっています。

そのため、住民の支え合い活動と公共の福祉サービスとの連携・協働による「地域包括ケアシステム」の構築や障がい者、高齢者、子どもなどが抱える生活課題に対し包括的に取り組む「地域共生社会」の実現が求められています。

今回、本計画の計画期間１０年間の中間年度を経過するにあたり、平成３０年４月に改正された社会福祉法の視点を取り入れ、これらの課題に対応するために、計画内容の中間総括と見直しによる改定を行いました。

また、今回の改定では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画の一部として新たに策定いたしました。

本計画の推進にあたりましては、基本理念の実現のために、引き続き皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力賜りました筑紫野市地域福祉計画等推進委員の皆様をはじめ、地域福祉の推進について貴重なご意見やご協力をいただいた多くの市民、関係機関・団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和３年３月

筑紫野市長　藤　田　陽　三

筑紫野市地域福祉計画・
地域福祉活動計画の改定にあたって

～みなさん一人ひとりが福祉の主役～

筑紫野市社会福祉協議会では、互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、筑紫野市及び関係機関・団体と協働で地域福祉活動を推進していくための指針となる計画として、平成２７年３月に「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

近年、より一層進展する少子高齢社会において、ライフスタイルの多様化や地域のつながりの希薄化がすすみ、課題を抱えたまま地域で孤立した生活を送らざるを得ない世帯も増えています。併せて毎年のように頻発し激甚化する自然災害などにより私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、地域住民の福祉課題も多様化・複雑化しています。

このような情勢のなか、住民の支えあい活動と公共の福祉サービスとの連携・協働による「地域包括ケアシステム」の構築と推進を計画の中心のひとつと位置づけ、取り組みを進めてまいりました。

今回、１０年計画の中間年を迎えるにあたり、これまで取り組んできた事業の実績を踏まえ、計画の振り返りと見直しを行いました。

また、本計画の推進には引き続き基本理念を念頭に、市民、団体、事業者等の関係機関との連携をさらに深めていくことが不可欠だと考えております。

当協議会といたしましても「みなさん一人ひとりが福祉の主役」を合言葉に、役職員一丸となって地域力を生かした福祉のまちづくりを展開し、計画の推進に全力で取り組んでまいりますので、今後とも市民の皆様には地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました筑紫野市地域福祉計画等推進委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に衷心より感謝申し上げます。

令和３年３月

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会
会長　岡　部　征　紘

∞∞∞∞∞∞ 目　次 ∞∞∞∞∞∞

第１章　計画策定にあたって　1

１．　計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（１）　計画策定の背景 ―― 3

（２）　計画策定の経緯と趣旨 ―― 4

２．　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（１）　計画の位置づけ ―― 6

（２）　計画の期間 ―― 10

（３）　計画の圏域設定 ―― 11

（４）　各主体の役割 ―― 13

３．　主な関連計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

４．　地域福祉をめぐる本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（１）　人口・世帯の動向 ―― 18

（２）　福祉の現状 ―― 22

第２章　計画の基本理念と基本目標　29

１．　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

２．　計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

３．　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第３章　施策・事業の推進　37

基本目標１　　地域で支えあい、助けあう仕組みづくり・・・・・ 39

【基本施策１】身近な地域での関わりを豊かにする ―― 40

【基本施策２】地域の声かけ・見守り活動を推進する ―― 43

【基本施策３】地域住民の活動拠点の整備と地区間交流を推進する― 47

基本目標２　　様々なニーズを受け止め、支援するための仕組みづくり・・・ 49

【基本施策１】生活課題の発見と把握・対応のための基盤をつくる― 51

【基本施策２】きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化する ― 56

【基本施策３】住民の視点に立った情報提供の仕組みをつくる ― 62

【基本施策４】各種福祉施策・事業の推進と利用者の権利擁護のための仕組みをつくる― 65

基本目標３　　地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくり・・・ 73

【基本施策１】地域福祉を担う多様な人材を育成する ―― 74

【基本施策２】ボランティア活動・ＮＰＯ活動等の活性化を図る ── 77
基本目標４　地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり・・・ 81
【基本施策１】人にやさしい地域づくりを進める ──── 82
【基本施策２】健康・福祉への理解と行動を促す ──── 87
中間評価における今後の課題と取り組みについて ・・・・・・・・・ 91

第４章　成年後見制度利用促進基本計画　93
１．筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画策定の背景・・・・・・・ 95
２．筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画策定の目的・・・・・・・ 96
３．目標達成のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
４．計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

第５章　計画の推進にあたって　101
１．計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
２．計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

資料編　105
１．計画策定【改定版】までの経緯　・・・・・・・・・・・・・・・107
２．筑紫野市地域福祉計画等推進委員会・・・・・・・・・・・・・・108
３．筑紫野市地域福祉推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
４．用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118

第１章
計画策定にあたって

１．計画策定【改定版】の背景と趣旨

２．計画の概要

３．主な関連計画の概要

４．地域福祉をめぐる本市の現状

１．計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景

「住み慣れた地域で、自分らしく、安心して、いつまでも幸せに暮らしていきたい」そのような願いはだれもがもっています。しかし、目の前には、健康、介護、防犯・防災、子育て、家庭の絆や近所づきあいの希薄化など、様々な生活課題や将来への不安が山積しているのが現実です。

近年、わが国では、少子化・高齢化が急速に進行しており、人口は平成27[2015]年の12,709万人から令和27[2045]年には10,642万人にまで減少し、老年人口は26.6%から36.8%へと10.2ポイント上昇することが推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所[日本の将来推計人口]）

また、家族類型別一般世帯数に占める「単独世帯」の割合は、平成27[2015]年34.5%から令和22[2040]年39.3%へと4.8ポイント上昇するのに対し、同推計期間における「夫婦と子世帯」は26.9%から23.3%へと3.6ポイント低下し、平均世帯人員も2.33人から2.08人へと減少していくことが推計されています。（人口問題研究資料第339号 平成30[2018]年2月28日）

一方、非正規雇用者は、従来、学生のアルバイトなど家計補助的な働き方と見られていましたが、平成29[2017]年の非正規の職員・従業員は2,036万人と平成24［2012］年の1,813万人より223万人の増加となっています。被雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.3%と高水準にあります。（総務省 労働力調査[詳細集計]）

特に、若年層の非正規雇用は、その不安定さと所得格差が大きな問題となっており、将来の不確実性による非婚化・単身化が少子化の大きな要因にもなっていることが指摘されています。

このような世帯規模の縮小等によって、家族間の支えが弱まっています。また、高層住宅やワンルームマンション等居住形態の変化や価値観、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域住民同士の交流が減る一方で、近所づきあいを負担に感じる人が増えるなど、地域でのつながりが希薄になり、助けあい支えあう力や機能が弱くなっています。

こうしたなかで、ひとり暮らし高齢者等の孤独死、詐欺的商法の横行、虐待、家庭内暴力、若者の不登校やひきこもり、子どもの貧困、自殺者の増加など、現行の社会福祉の制度や公的サービスでは十分にカバーしきれない問題等が顕在化してくるようになりました。また、東日本大震災では、多くの高齢者や障がいのある人たちが犠牲となり、災害発生時における要援護者への対応のあり方が問題となりました。

だれもが困難な状況に陥る可能性がある今日、生活不安を抱えている人を発見し、支援するしくみづくりや、地域とのつながりをつくるとともに、地域に暮らす全ての人を受け止めるセーフティネットを構築することは喫緊の課題となっています。

さらに、複雑・多様化する福祉問題等に対し、分野別福祉制度の限界や地域での支えあいや助けあいの重要性が認識されるなかで、福祉のまちづくりをベースに、教育や環境などの様々な分野をつなぐ地域福祉の推進が求められています。

一方、国では、社会福祉法の改正により（１）地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、（２）市町村は、地域住民等及

び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること、（３）市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることが求められています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、平成29年[2017]３月24日に閣議決定された国の基本計画では、同法第14条１項、２項により市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、計画を定めるよう求められています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとも　に創っていく社会。
（平成29[2017]年２月７日　厚生労働省　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

（２）計画策定の経緯と趣旨

本市では、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指すため、平成 17 年３月に社会福祉法に基づく「筑紫野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「第一次計画」という。）」を策定しました。

また、平成 22 年３月には、同計画策定後に策定された「第四次筑紫野市総合計画」等との整合を図り、国が示した施策等を盛り込むため、第一次計画の改定を行うとともに、同年６月には本市の地域福祉推進のための指針となる「筑紫野市地域福祉推進条例」を策定しました。

こうしたなか、平成 27 年３月をもって第一次計画の計画期間が終了したことから、これまで取り組んできた第一次計画の成果を踏まえ必要な見直しを行い、地域住民が互いに助け合い、支えあうような関係づくりを進め、本市に住む全ての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指していくため、「第二次筑紫野市地域福祉計画・筑紫野市地域福祉活動計画」（以下「第二次計画」という。）を策定したものです。

今回、第二次計画が令和２年３月をもって、５年が経過するため中間評価・見直しを行うものです。

「地域福祉」とは

地域に暮らすだれもが、住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、友人、地域などとの社会関係を保ち、自分らしく誇りを持って、安心していきいきと暮らしていくことができるよう、地域住民、地域団体、社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら、**「共に生き、支えあう社会」**を実現するための取り組み、仕組みづくりであると考えることができます。

このため、身の回りの生活課題について、だれかが何かをしてくれるのを黙って待つのではなく、困ったときには周りの人に助けを求めるなど、自分が安心して暮らしていくためには、どうすれば良いのかを自分で考え、行動する必要があります（**自助**）。また、いくら公的なサービスが充実されても、対応しきれない多様なニーズや、制度と制度の隙間に取り残された課題などが存在しています。これらのことを踏まえ、地域住民や多様な民間主体が担い手となり、行政などの公的な福祉施策（**公助**）と、地域に根ざした（**共助（互助）**）の連携により、多様なニーズと隙間にも対応できるような地域福祉活動を目指していく必要があります。

【自助・共助（互助）・公助のイメージ】

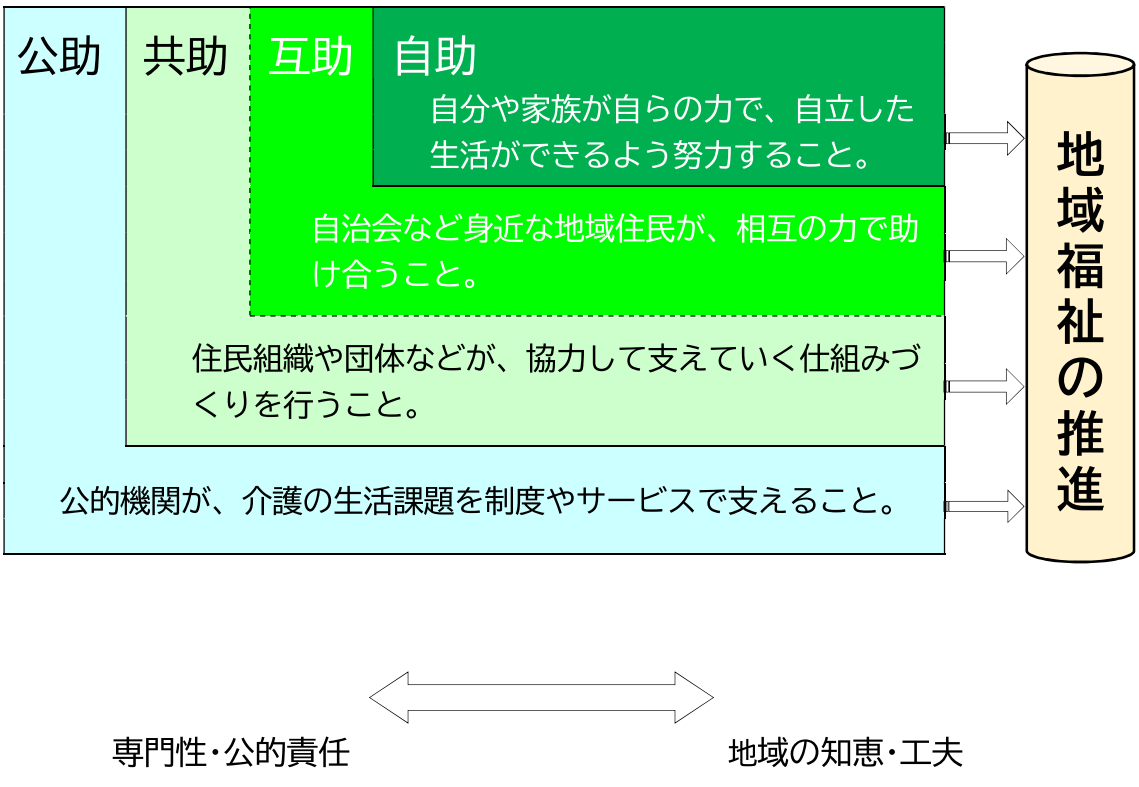

２．計画の概要

（１）計画の位置づけ

この計画は、改正社会福祉法(平成 30[2018]年４月１日施行)第４条に規定する本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な施策の方向性を定めるものであり、福祉のまちづくりや社会福祉に関する事業・活動を行う多様な主体の活動指針としての性格や役割があります。

また、改正の中身としては地域住民自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが地域福祉の推進に必要である旨が示されました。このことから一人でも多くの市民が地域活動に参加する仕組みを整備し、その活動の活性化を図る必要があります。

１）地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画であり、住み慣れた地域において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの圏域の実情に応じたかたちで、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画といえます。

さらに、高齢者、障がい者、児童などの福祉関連個別計画を生活の場である地域を基盤とした視点からつなぐ行政の計画でもあります。また、住民や各種機関・団体、行政が地域福祉を推進するための基本指針となるものであり、施策の展開にあたっては、国及び福岡県の施策等との整合を図りつつ、筑紫野市総合計画をはじめ本市の関連個別計画等との整合を図っていきます。

【社会福祉法（抜粋）】
（地域福祉の推進）
第４条
地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）
第 107 条
　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域生活課題」とは

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。（法第４条第２項）

「支援関係機関」とは

地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、ＮＰＯ等地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関。

２）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となり策定する計画です。

地域の福祉課題の解決を目指して、地域福祉計画と基本理念や方向性を共有するとともに、「住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して活動するための具体的な行動内容と関係機関の役割分担を示しています。

【社会福祉法（抜粋）】
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
第 109 条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二つ以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「社会福祉協議会」とは

社会福祉協議会（社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年[1951]に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し活動をおこなっています。
筑紫野市社会福祉協議会は昭和 39[1964]年に設立され、昭和 43[1968]年に社会福祉法人化しました。

３）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域住民などの参加を得て策定されるものであり、本市における地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあるといえます。

市と社会福祉協議会が、それぞれの役割を明確にしたうえで、連携を強化し、本市において、地域住民が互いに支えあい、助けあうような関係づくりを進め、「全ての住民が安心していきいきと暮らせる地域社会の実現」という共通目標を達成するため、また、市の地域福祉行政の運営と社会福祉協議会、住民、各種団体、ボランティアなど民間の活動をわかりやすく整理し、それぞれのまちづくり・地域づくりを推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

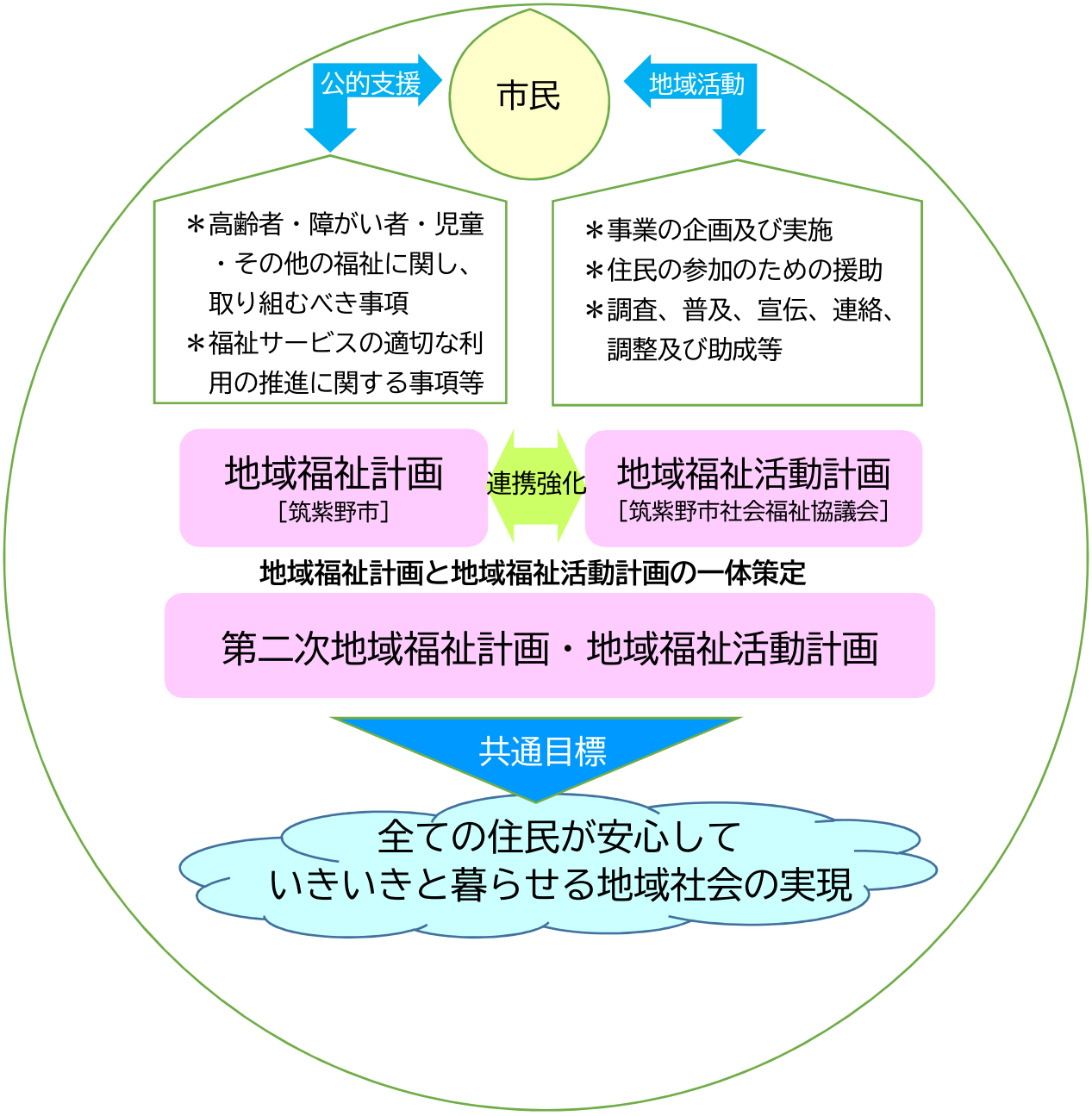

（２）計画の期間

本計画の期間は、平成 27[2015]年度から令和６[2024]年度までの 10 年間です。

なお、国や福岡県などの動向を踏まえるとともに、上位計画である「第六次筑紫野市総合計画」や福祉関連個別計画との整合を図るため、筑紫野市総合計画の策定時期に合わせ本計画の中間評価、見直しを令和２[2020]年度に行い、令和３[2021]年度から後期計画期間が始まります。

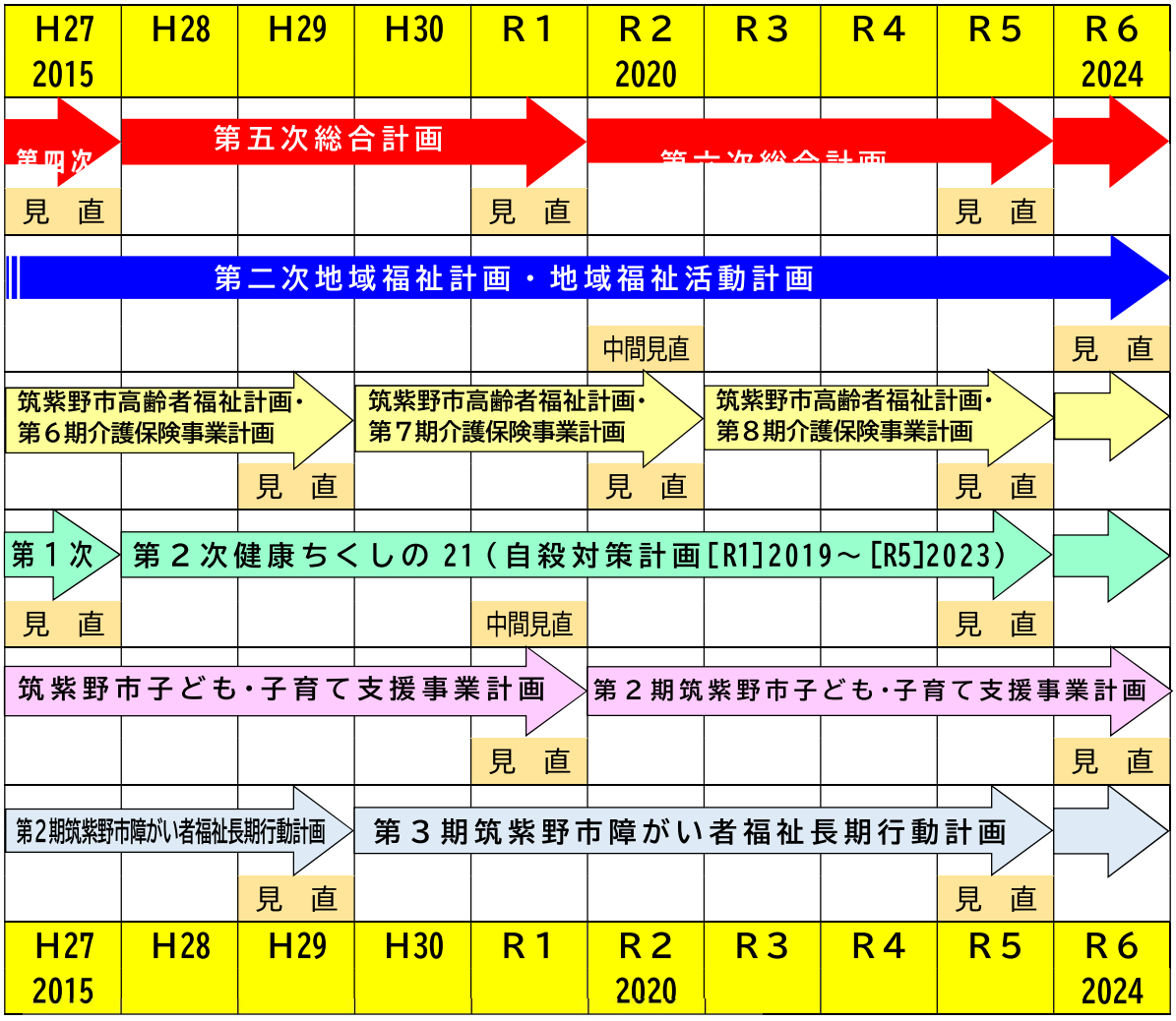

※　Ｈは平成、Ｒは令和の略。

（３）計画の圏域設定

「地域」の捉え方は、日常における「ご近所付き合い」、地域の組織的な活動としての自治会など様々であり、社会資源の状況やコミュニティの形成状況などによってもその捉え方は変わってきます。

地域福祉を進めていくためには、どの取り組みをどのような地域エリア（圏域）で展開していくか、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが大変重要となります。

本市では、「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」に基づき、コミュニティ運営協議会を中心に、地域コミュニティによるまちづくりを進めていますが、民生委員児童委員協議会などの組織活動に伴う独自のエリアが重なるように設定されているという現状があります。

こうしたことから、本計画では大きく３つの圏域（小圏域、中圏域、大圏域）を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

そのため、地域課題の解決に向けて、ボランティアやＮＰＯなどが共に取り組んでいけるよう、実情に応じて近隣や自治会等区域から、より専門的な支援や広域的な企画・調整を行うコミュニティエリアや中学校区、保健福祉サービスエリア（日常生活圏域）、さらには市内全域まで、「重層化」と「包括化」につながる仕組みづくりを目指します。

また、圏域単位での取り組みを進めるためにも、地域福祉計画における圏域とまちづくりや地域包括ケアシステムの圏域などの他施策の圏域との整合を図り、圏域単位での取り組みと他施策を連動・機能させていく視点をもつことが重要です。

「地域包括ケアシステム」とは

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護及び介護予防・生活支援を各地域の実情に応じて一体的に提供することのできる仕組み。

【主な地域エリア（主な活動主体）】

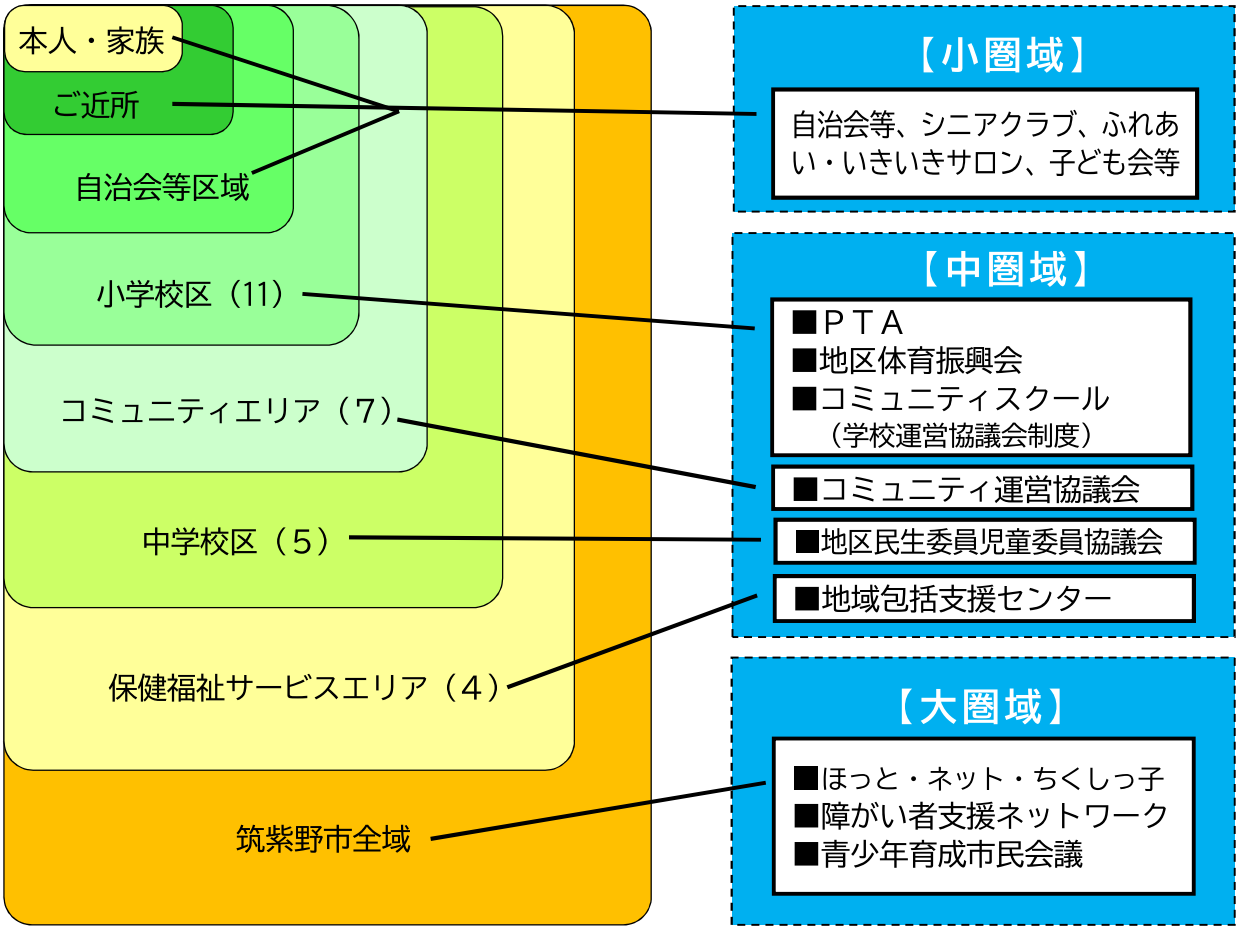

■大圏域（全市）

市の基本的なサービスや市内各地区への支援、専門性の高い相談への対応など、専門的・広域的な対応を図ります。

■中圏域（小学校区～保健福祉サービスエリア）

コミュニティ運営協議会活動等の推進、地区内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決するための取り組みを進めます。

■小圏域（自治会等区域）

地域福祉の基礎的な生活圏域として捉え、日常的な支えあい運動や見守り活動を展開するとともに、災害時にスムーズな対応を図る自主防災・防犯組織活動等を進めます。

（４）各主体の役割

本計画の実施にあたっては、市民をはじめ地域を構成する様々な活動主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、推進する必要があります。

１）市民の役割

社会福祉法が平成 30［2018］年に一部改正され、内容として地域住民自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが地域福祉の推進に必要である旨が示されました。

このことからも分かるように、地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、積極的に地域福祉活動に参加・参画していくことが重要です。

地域において支えあい、助けあえる関係をつくるとともに、地域の課題を自らの問題として受け止め、あいさつや声かけ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な地域活動へつないでいくことが期待されます。

２）地域の役割

コミュニティ運営協議会、自治会等や地域で活動を行う福祉関係団体やＮＰＯなどが、それぞれの特徴を生かしながら、主体的な地域福祉活動を展開していくとともに、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

そのため、地域住民への積極的な情報発信を行うとともに、団体等間における交流と、社会福祉協議会や行政との一層の連携強化が望まれます。

３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、地域福祉の推進役として、本計画を円滑に実行していく役割があります。

そのため、社会福祉協議会の機能や体制の強化を図るとともに、地域住民や地域で様々な活動をしている団体などとの連携をさらに深めていくことが必要です。

４）市の役割

市には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

そのため、行政内部が連携して横断的な視点で取り組みを実施し、全庁的な体制で本計画の施策を推進していきます。また、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、地域福祉活動を促進するための支援を行います。さらに、広域的な対応を必要とする課題については、国・県との連携のもと対応していきます。

３．主な関連計画の概要

地域福祉計画は、分野ごとの保健・福祉計画や多様な生活領域の計画をつなぐ機能や内容とする社会福祉の総合計画ともいえる計画です。特に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画については、地域福祉計画との整合を図ることが法に規定されており、それぞれの計画策定や改定にあたっては、相互に十分な整合を持たせる必要があります。

□　筑紫野市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づき策定するものであり、目的、対象及び内容において介護保険事業計画をほぼ包含するものであるため、介護保険事業計画と一体化したものとして作成しています。

一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づく、要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

計画の継続性の観点から第７期計画の基本理念を踏襲しつつ、新たに共助（互助）の視点を強化した支え合いのまちづくりを推進していきます。いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和 22[2040]年の本市の姿を踏まえつつ、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現を目指します。

□基本理念　高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

□基本目標　（１）社会参加と生きがいづくり
（２）介護予防の推進
（３）日常生活の支援
（４）認知症施策の推進
（５）在宅医療・介護連携の推進
（６）高齢者の人権擁護
（７）介護保険の適切なサービス利用

□計画期間　令和３[2021]年度～令和５[2023]年度

□　第２次健康ちくしの 21

「健康ちくしの 21」は、健康増進法第８条第２項の規定に基づく「健康増進計画」、食育基本法第 18 条に基づく「食育推進計画」、さらに令和元[2019]年度より自殺対策基本法第 13 条第２項に基づく「筑紫野市自殺対策計画」を追加し、一体的に策定しています。本計画は、国が策定した「健康日本 21」「食育推進基本計画」「健やか親子 21」、福岡県が策定した「いきいき健康ふくおか 21」の趣旨に沿って、市民と地域、行政が一体となった健康づくりの推進を基本目標とするものであり、本市の保健・福祉分野における諸施策を総合的に推進していくための指針となるものです。

□基本目標　健康寿命の延伸　～みんなでつくる 健やかなまち ちくしの～

対策１　親と子の健康づくりの推進 ―― 健康増進計画
対策２　疾病の予防と健康管理 ―― 健康増進計画
対策３　生活習慣の改善とこころの健康づくり　※「自殺対策計画」を位置づける ―― 健康増進計画
対策４　健康を支える環境の整備 ―― 健康増進計画・食育推進計画
対策５　健全な食生活の推進 ―― 食育推進計画

□計画期間　平成 28[2016]年度～令和５[2023]年度〈令和元[2019]年度中間見直し〉

□　第２期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画

「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく本市の子育て支援の総合的な計画であり、次世代育成支援対策推進法第８条の規定に基づく「市町村行動計画」及び筑紫野市子ども条例第 10 条第３項の規定に基づく「行動計画」と位置付け、一体的に策定するものです。

□基本理念　「みんなで育もう！キラリ、笑顔　筑紫野の子どもたち」

□子ども・子育て支援

□子育て支援のためのサービス見込み量の算出
□教育・保育提供区域の設定
□教育・保育施設の充実
□教育・保育施設の事業計画
□地域子ども・子育て支援事業の充実
□子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保
□子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
□関連施策の展開

□第２次筑紫野市次世代育成支援事業

□地域における子育ての支援
□母性並びに子どもの健康確保及び増進
□子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備
□子育てを支援する生活環境の整備
□職業生活と家庭生活との両立の推進等
□子どもの安全の確保
□要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
□結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

□計画期間　令和２[2020]年度～令和６[2024]年度

□　筑紫野市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画

「筑紫野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第 88 条及び児童福祉法 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、本市では一体の計画として策定しています。第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障がい福祉サービス等の実績を踏まえ、計画期間における具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、障がい福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の体制確保や推進を目的としています。

□基本理念　□障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
□市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元化的な障がい福祉サービスの実施等
□入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
□地域共生社会の実現に向けた取り組み
□障がい児の健やかな育成のための発達支援
□障がい福祉人材の確保
□障がい者の社会参加を支える取り組み

□計画期間　令和３(2021)年度～令和５(2023)年度

□　第３期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画

「筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」は、障害者基本法第 11 条第３項の規定に基づき策定するものであり、国の「障害者対策に関する新長期計画（平成５[1993]年）」、「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～（平成７[1995]年）」、「福岡県障害者福祉長期計画（平成７[1995]年）」に示された理念や課題を計画的、体系的に捉えて、実効性のある障がい者施策の指針を示したものです。

本計画（第３期）では、その後の法や制度の大幅な改正を踏まえ、国の「第４次障害者基本計画（平成 30[2018]年）～令和４[2022]年）」や県の「福岡県障害者長期計画（平成 27[2015]～令和２[2020]年）」との整合を図りながら、新たな施策目標を実現していくものとしています。

□基本理念　地域と支え合う共生社会のまちづくり　ちくしの
～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり～

□計画の基本目標
（１）相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を支援する
（２）自立生活を支援する福祉サービスを推進する
（３）すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する
（４）子どものすこやかな発達を支援する
（５）地域での参加をうながす
（６）個々の状況に応じた就労支援を行う
（７）地域で安心して暮らせる環境つくりを支援する

□計画期間　平成 30[2018]年度～令和５[2023]年度

【他計画との関係（イメージ図）】

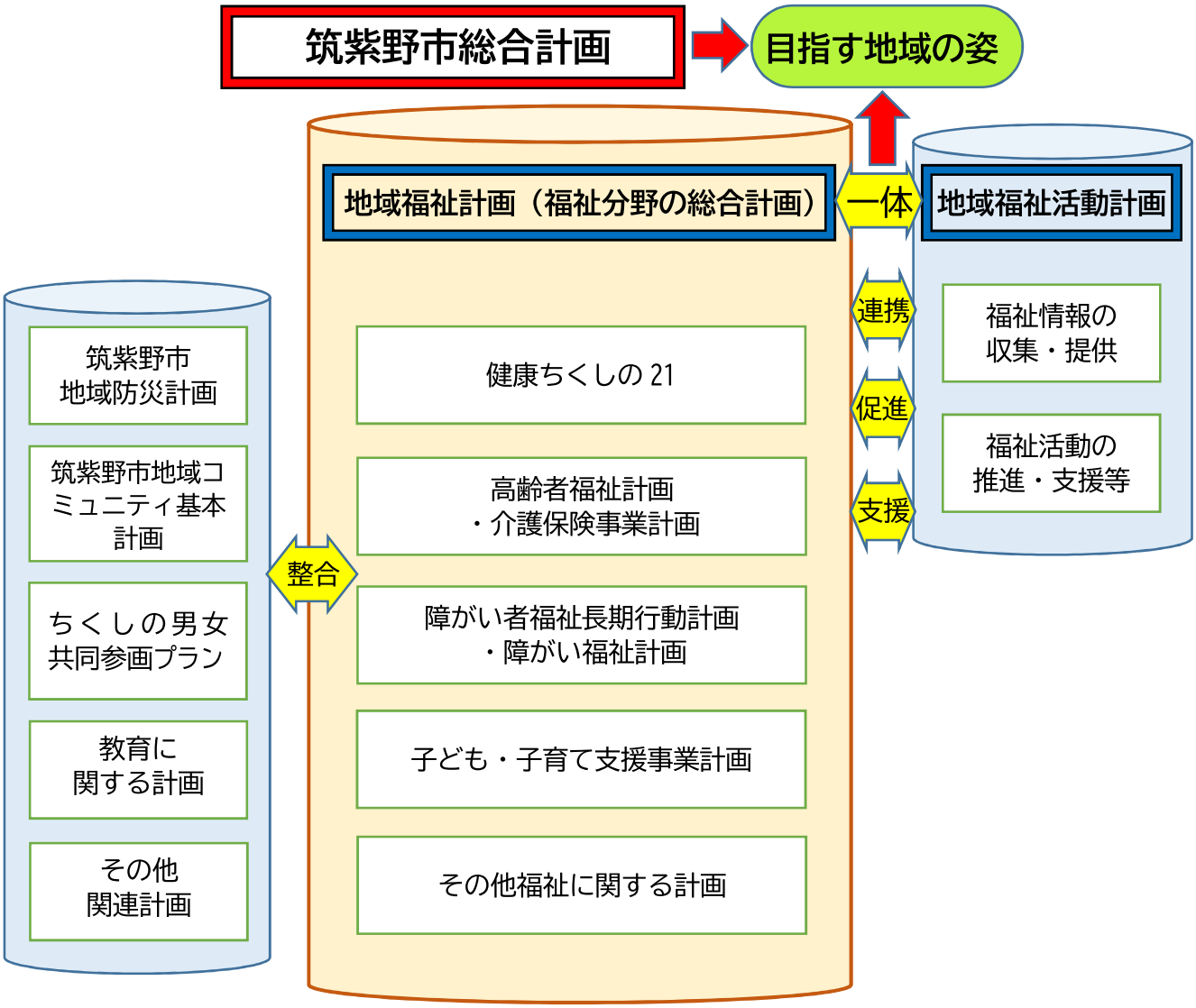

4．地域福祉をめぐる本市の現状

（1）人口・世帯の動向

本市の総人口（世帯）は、平成２年[1990]年の 70,303 人（22,734 世帯）から令和元[2019]年の 104,322 人（45,433 世帯）と、29 年間で約 34,000 人（約 22,700 世帯）増加しています。しかし、平成 12[2000]年以降における人口増加率は年々低下する傾向にあり、世帯数は増加の傾向にあります。人口は令和元[2019]年では 3.2%の増ですが、世帯数においては 15.5%の増となっています。

また、一世帯あたりの人員も年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいることが窺えます。

■筑紫野市の人口・世帯の推移

年次	H2 [1990]	H7 [1995]	H12 [2000]	H17 [2005]	H22 [2010]	H27 [2015]	R1 [2019]
人口（人）	70,303	81,988	93,049	97,571	100,172	101,081	104,322
増加数	7,061	11,685	11,061	4,522	2,601	909	3,241
増加率	11.2%	16.6%	13.5%	4.9%	2.7%	0.9%	3.2%
世帯数(世帯)	22,734	27,300	32,496	35,372	37,703	39,350	45,433
増加数	3,577	4,566	5,196	2,876	2,331	1,647	6,083
増加率	18.7%	20.1%	19.0%	8.9%	6.6%	4.4%	15.5%
世帯人員（人）	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.3

（資料:国勢調査）※R１(2019)年度は参考値（資料：筑紫野市住民基本台帳）

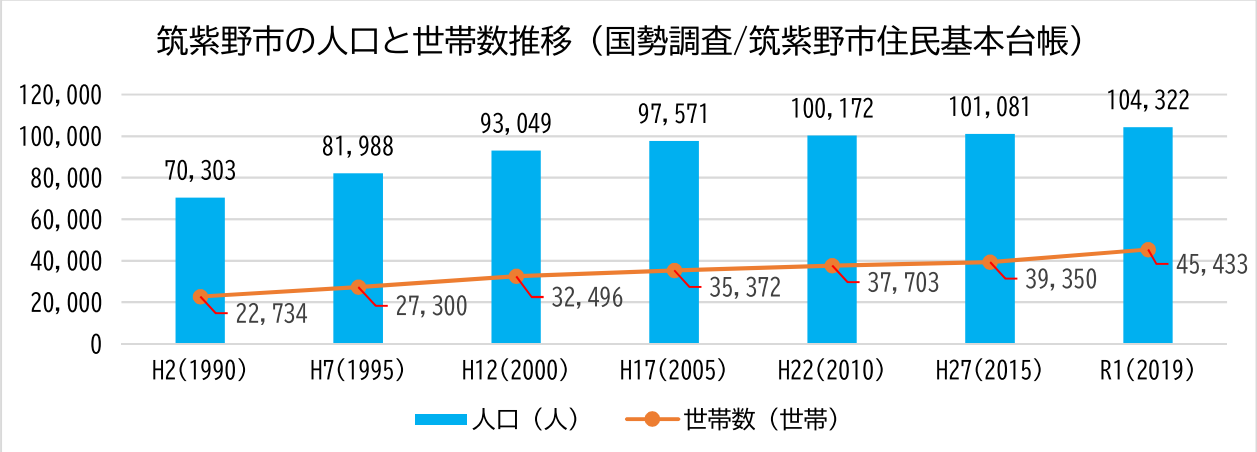

また、国立社会保障・人口問題研究所における本市の将来推計人口は、令和元[2019]年をピークに減少に転じ、令和 12[2030]年には 10 万人を切ると予想されています。

■人口推計

	H27(2015)	R1(2019)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
0～14 歳	14,927	15,174	13,844	13,247	12,694	12,347	12,021
15～64 歳	63,047	62,737	58,293	56,897	54,916	51,333	48,593
65～74 歳	12,880	14,334	13,081	11,701	11,887	13,960	14,576
75 歳以上	10,227	12,077	15,551	17,764	18,469	18,191	18,312
総 数	101,081	104,322	100,769	99,609	97,966	95,831	93,502

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30[2018]年３月推計）
※R１(2019)年度は参考値（資料：筑紫野市住民基本台帳）

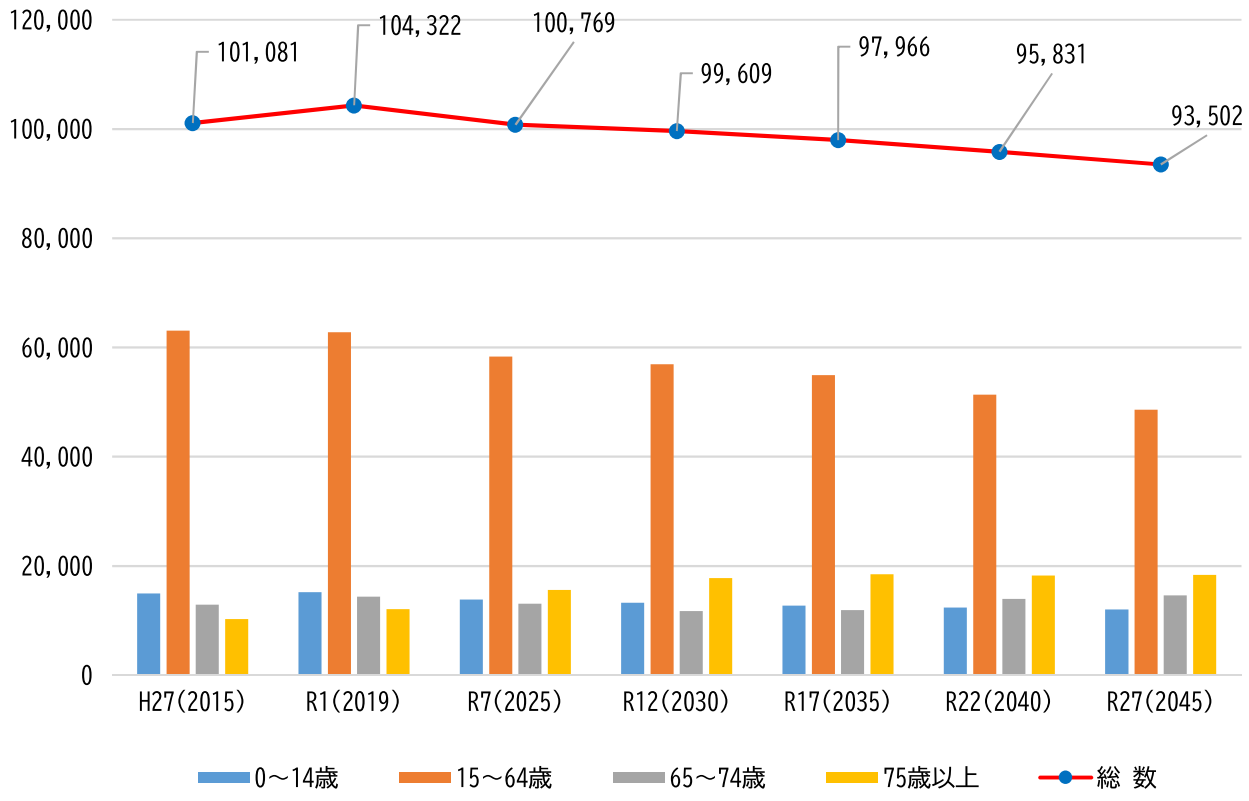

本市の年齢３区分別人口推移をみると、「年少人口」は平成２[1990]年(13,811 人)から平成 12［2000］年（15,267 人）と増でしたが、平成 17［2015］年より減少に転じましたが、その後は横ばいとなっています。

「生産年齢人口」は平成２[1990]年以降年々増加していましたが、平成 22[2010]年（66,368 人）より減少に転じています。

「老年人口」は年々増加しており、平成２[1990]年（7,573 人）から平成 27[2015]年(23,028 人)の 25 年間で約３倍となっています。

■年齢３区分別人口の推移

年次	H2(1990)	H7(1995)	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	R１(2019)
年少人口	13,811	15,024	15,267	14,937	15,175	14,927	15,174
(15 歳未満)	19.6%	18.3%	16.4%	15.3%	15.1%	14.8%	14.5%
生産年齢人口	48,681	56,786	65,000	67,142	66,368	62,860	62,737
(15～64 歳)	69.2%	69.3%	69.9%	68.8%	66.3%	62.2%	60.1%
老年人口	7,573	9,944	12,750	15,459	18,504	23,028	26,411
(65 歳以上)	10.8%	12.1%	13.7%	15.8%	18.5%	22.8%	25.3%
年齢不詳	238	234	32	33	125	266	0
総　数	70,303	81,988	93,049	97,571	100,172	101,081	104,322
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

国勢調査(H２[1990]～H27[2015])、市民課 年齢別統計表(R１[2019])

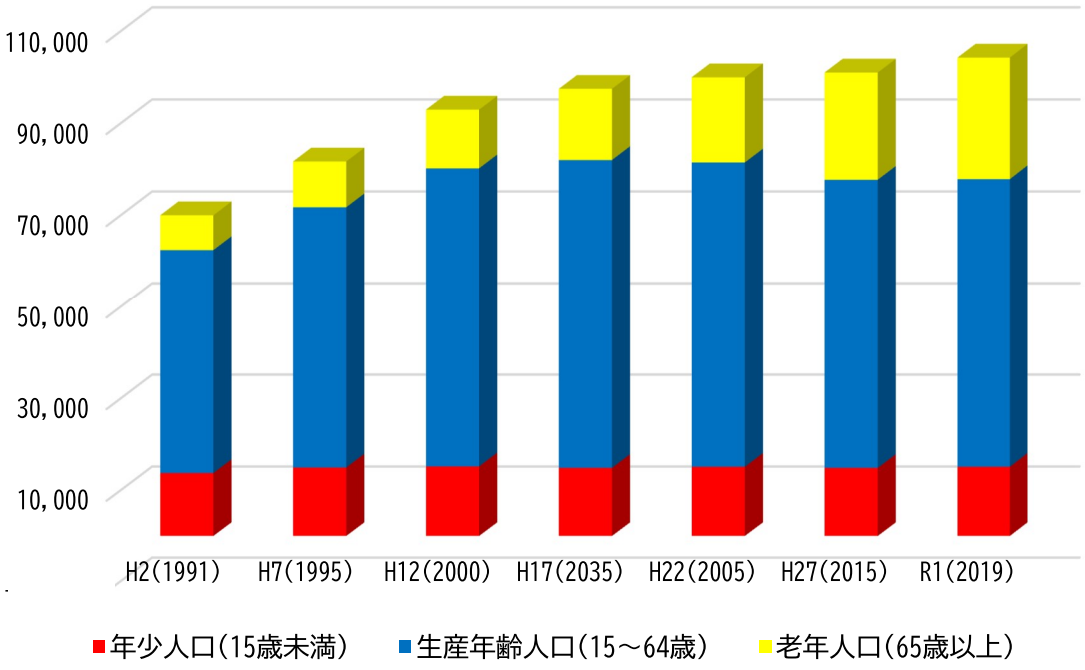

本市における平成 27[2015]年の家族類型別一般世帯数では、「核家族世帯」が最も多く世帯構成比の 65.9%（25,900 世帯）を占めており、その内訳として、「夫婦と子ども世帯」が 33.7%（13,237 世帯）、次いで「夫婦のみ世帯」が 22.5%（8,818 世帯）となっています。

また、「単独世帯」の世帯構成比は年々増える傾向を示しており、特に、「高齢者世帯」数は、昭和 60[1985]年（430 世帯）から平成 27[2015]年（3,540 世帯）の 30 年間で 8.23 倍となっています。

■家族類型別一般世帯数（平成 27 年）・推移　　（単位：世帯）

	総数	核家族世帯(25,900 世帯)				単独世帯		その他の世帯
		夫婦のみ世帯		夫婦と子ども	ひとり親と子ども			
			高齢者①				高齢者②	
一般世帯数	39,274	8,818	4,626	13,237	3,845	10,427	3,540	2,947
（構成比）	100.0%	22.5%	11.8%	33.7%	9.8%	26.5%	9.0%	7.5%

※高齢者①：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの一般世帯
※高齢者②：65 歳以上の高齢者単身世帯

	S60 [1985]	H2 [1991]	H7 [1995]	H12 [2000]	H17 [2005]	H22 [2010]	H27 [2015]
一般世帯	19,094	22,480	27,077	32,419	35,284	37,636	39,274
核家族世帯	12,146	14,156	17,709	20,955	23,118	24,682	25,900
（構成比）	63.6%	63.0%	65.4%	64.6%	65.5%	65.6%	65.9%
高齢者夫婦のみ世帯	—	1,039	1,640	2,179	2,883	3,605	4,626
単独世帯数	3,585	4,943	5,795	7,687	8,577	9,401	10,427
（構成比）	18.8%	22.0%	21.4%	23.7%	24.3%	25.0%	26.5%
高齢者世帯	430	721	1,099	1,598	2,132	2,654	3,540
その他の世帯	3,363	3,381	3,573	3,777	3,589	3,553	2,947
（構成比）	17.6%	15.0%	13.2%	11.7%	10.2%	9.4%	7.5%

資料：国勢調査

（２）福祉の現状

１）高齢者

本市における高齢化率は、全国や福岡県を下回る数値で推移していますが、昭和 60［1985］年（9.2%）から平成 27[2015]年（22.8%）の 30 年間で 13.6 ポイント増えています。

「65 歳以上人口の高齢者のいる世帯」では、30 年間で 12,184 世帯（世帯構成比：20.04 ポイント）増えています。内訳をみると、「ひとり暮らし世帯」「高齢者夫婦世帯」での増加が著しく、それぞれ約 8.23 倍、約 6.83 倍となっています。

■高齢者人口・世帯の推移

年　次	S60 [1985]	H2 [1990]	H7 [1995]	H12 [2000]	H17 [2005]	H22 [2010]	H27 [2015]
総人口	63,242	70,303	81,988	93,049	97,571	100,172	101,081
一般世帯総数(世帯)	19,094	22,480	27,077	32,419	35,284	37,636	39,274
65 歳以上人口	**5,835**	**7,573**	**9,944**	**12,750**	**15,459**	**18,504**	**23,028**
前期高齢者(65～74 歳)	3,520	4,547	6,132	7,592	8,594	9,955	12,836
後期高齢者(75 歳以上)	2,315	3,026	3,812	5,158	6,865	8,549	10,192
(再掲)85 歳以上	398	666	921	1,230	1,673	2,312	3,145
65 歳以上の高齢者のいる世帯	**4,081**	**5,254**	**6,821**	**8,615**	**10,256**	**12,128**	**16,265**
(世帯構成比)	**21.4%**	**23.4%**	**25.2%**	**26.6%**	**29.1%**	**32.2%**	**41.4%**
ひとり暮らし世帯(世帯)	430	721	1,099	1,598	2,132	2,654	3,540
高齢者夫婦世帯(世帯)	677	1,039	1,640	2,179	2,883	3,605	4,626
その他の世帯(世帯)	2,974	3,494	4,082	4,838	5,241	5,869	2,947
高齢化率	**9.2%**	**10.8%**	**12.1%**	**13.7%**	**15.8%**	**18.5%**	**22.8%**
前期高齢者(65～74 歳)	5.6%	6.5%	7.5%	8.2%	8.8%	9.9%	12.7%
後期高齢者(75 歳以上)	3.7%	4.3%	4.6%	5.5%	7.0%	8.5%	10.3%
(再掲)85 歳以上	0.6%	0.9%	1.1%	1.3%	1.7%	2.3%	3.4%
福岡県	10.6%	12.4%	14.8%	17.4%	19.9%	22.3%	25.9%
全　国	10.3%	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%

※　高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの一般世帯
資料：総務省統計局「国勢調査報告」（年齢不詳人口を案分補正した人口）

また、本市における高齢化率は、総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基に算出された下記の「高齢化率推移表」にみられるよう平成 12[2000]年は４ポイントほどの開きがあったのが令和 27[2045]年では全国に近づき、福岡県とはほぼ同等の高齢化率になると予想されています。

■高齢化率推移

	実績					予測				
年次	H12 [2000]	H17 [2005]	H22 [2010]	H27 [2015]	R2 [2020]	R7 [2025]	R12 [2030]	R17 [2035]	R22 [2040]	R27 [2045]
全国	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%	36.8%
福岡県	17.4%	19.9%	22.3%	25.9%	28.4%	29.6%	30.5%	31.6%	33.7%	35.2%
筑紫野市	13.7%	15.8%	18.5%	22.8%	25.8%	28.3%	30.2%	32.3%	35.0%	37.5%

平成 27 年までは、総務省統計局「国勢調査報告」（年齢不詳人口を案分した人口）
令和２年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30[2018]年推計及び筑紫野市第六次総合計画

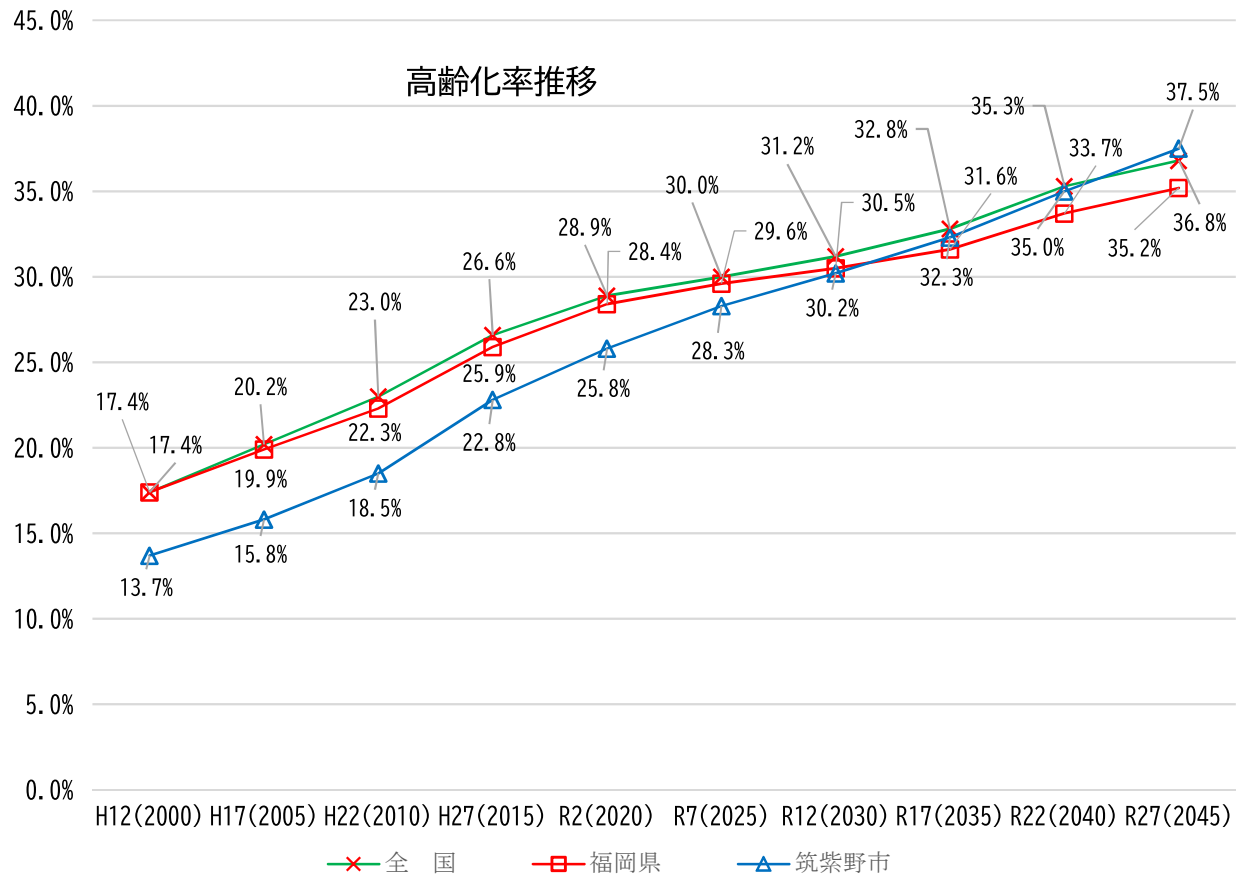

要介護（支援）認定者総数は年々増加する傾向にあり、筑紫野市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画による推計では、平成 30[2018]年度（3,916 人）から令和７[2025]年度（4,784 人）の７年間で 868 人増加する予想となっています。

また、要介護度別では、全てにおいて年々増加する傾向が認められます。

■要介護（支援）認定者数　　単位：人

		H30[2018]	R1[2019]	R2[2020]	R7[2025]
	要支援１	627	644	660	669
	要支援２	719	749	774	960
	要介護１	668	688	710	848
	要介護２	603	622	640	794
	要介護３	405	421	436	551
	要介護４	518	535	557	580
	要介護５	376	388	406	382
	総　数	3,916	4,047	4,183	4,784
	要支援１	622	639	655	661
	要支援２	695	720	741	933
	要介護１	657	676	697	843
	要介護２	592	613	632	777
	要介護３	391	405	418	542
	要介護４	507	525	547	570
	要介護５	365	376	393	373
	うち第１号被保険者数	3,829	3,954	4,083	4,699

筑紫野市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

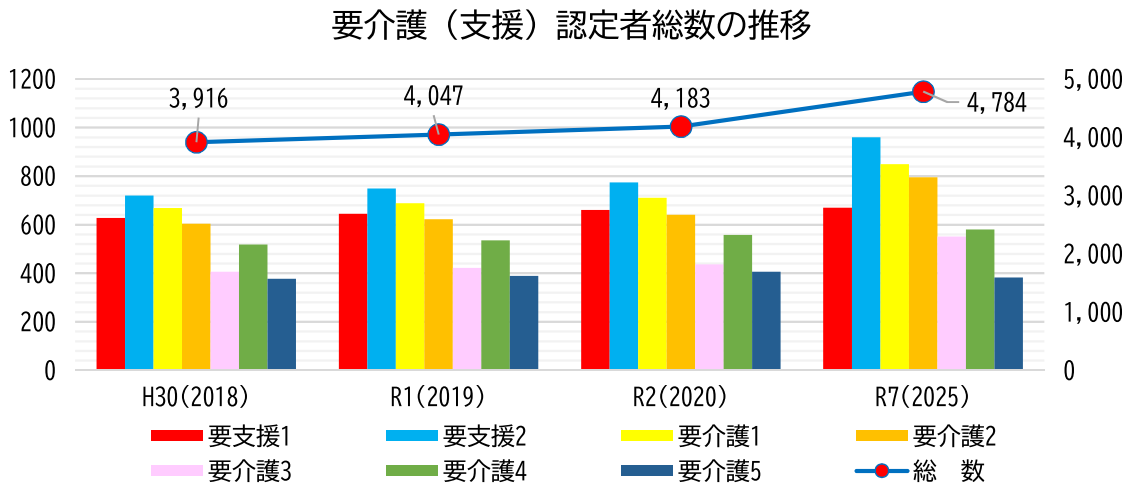

2）障がい者

障がい者数の推移を手帳交付状況でみると、いずれの手帳所持者数も年々増える傾向にあります。令和元年度を平成 25[2013]年度と比較すると、「身体障害者手帳」が 230 人増（3,537 人）、「療育手帳」が 221 人増（698 人）、「精神障害者保健福祉手帳」が 347 人増（877 人）となっており、この数字は「療育手帳」が 1.46 倍、「精神障害者保健福祉手帳」が 1.65 倍と今後さらに増加することが予想されます。

■手帳交付台帳搭載数の推移

			H25 [2013]	H26 [2014]	H27 [2015]	H28 [2016]	H29 [2017]	H30 [2018]	R1 [2019]
身体障害者手帳			3,307	3,361	3,470	3,477	3,538	3,535	3,537
	視覚障害		317	332	362	356	372	375	343
	聴覚・平衡障害		245	245	273	277	287	298	306
	言語・音声障害		38	40	38	37	37	39	45
	肢体不自由		1,755	1,759	1,785	1,783	1,799	1,762	1,755
	内部障害		952	985	1,012	1,024	1,043	1,061	1,088
療育手帳			477	504	567	592	680	702	698
	A	児	58	67	65	70	77	69	65
		者	192	192	207	212	243	245	249
		小計	250	259	272	282	320	314	314
	B	児	77	80	109	120	133	144	139
		者	150	165	186	190	227	244	245
		小計	227	245	295	310	360	388	384
精神障害者保健福祉手帳			530	591	633	696	798	876	877
	1級	児	0	0	0	0	0	0	0
		者	48	55	55	56	57	55	54
		小計	48	55	55	56	57	55	54
	2級	児	6	4	11	13	19	34	37
		者	342	377	386	404	464	509	514
		小計	348	381	397	417	483	543	551
	3級	児	9	12	9	12	14	22	27
		者	125	143	172	211	244	256	245
		小計	134	155	181	223	258	278	272

※18 歳未満が“児”、18 歳以上が“者”

■身体障害者手帳交付台帳搭載数（児者別）の推移

	H25 [2013]	H26 [2014]	H27 [2015]	H28 [2016]	H29 [2017]	H30 [2018]	R1 [2019]
児	72	82	75	82	82	80	78
者	3,235	3,279	3,395	3,395	3,456	3,455	3,459
合　計	3,307	3,361	3,470	3,477	3,538	3,535	3,537

資料：筑紫野市　生活福祉課

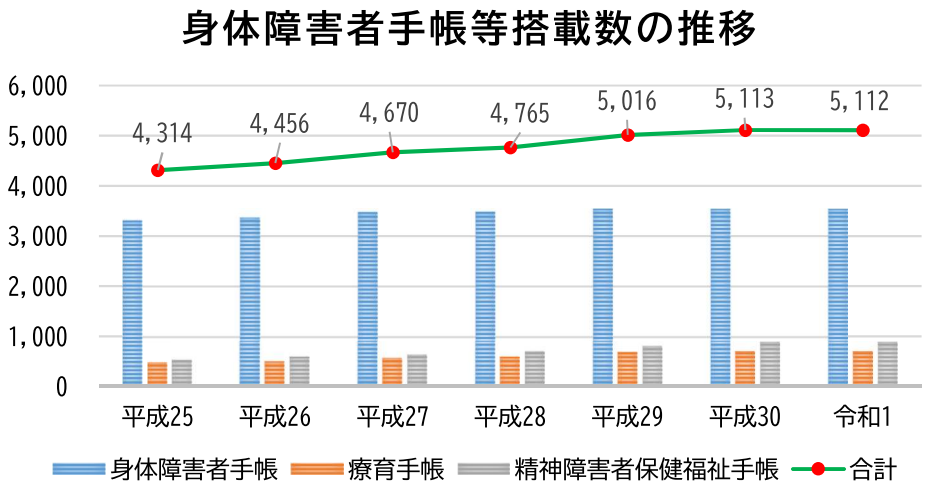

特定医療費（指定難病）の受給者数は平成 28[2016]年(3,075 人)をピークとして一時減りましたが再び増加傾向にあります。

■特定医療費（指定難病）受給者の推移（難病・特定疾患医療受給者）

	H25 [2013]	H26 [2014]	H27 [2015]	H28 [2016]	H29 [2017]	H30 [2018]	R1 [2019]
特定医療費(指定難病)受給者	2,747	2,887	2,956	3,075	2,745	2,825	2,886

資料：福岡県筑紫保健福祉環境事務所　管内調査

3）出生状況

出生数の推移をみると、平成 18[2006]年から平成 22[2010]年までは概ね 1,000 人前後で推移してきましたが、平成 23[2011]年以降、900 人台で推移しています。

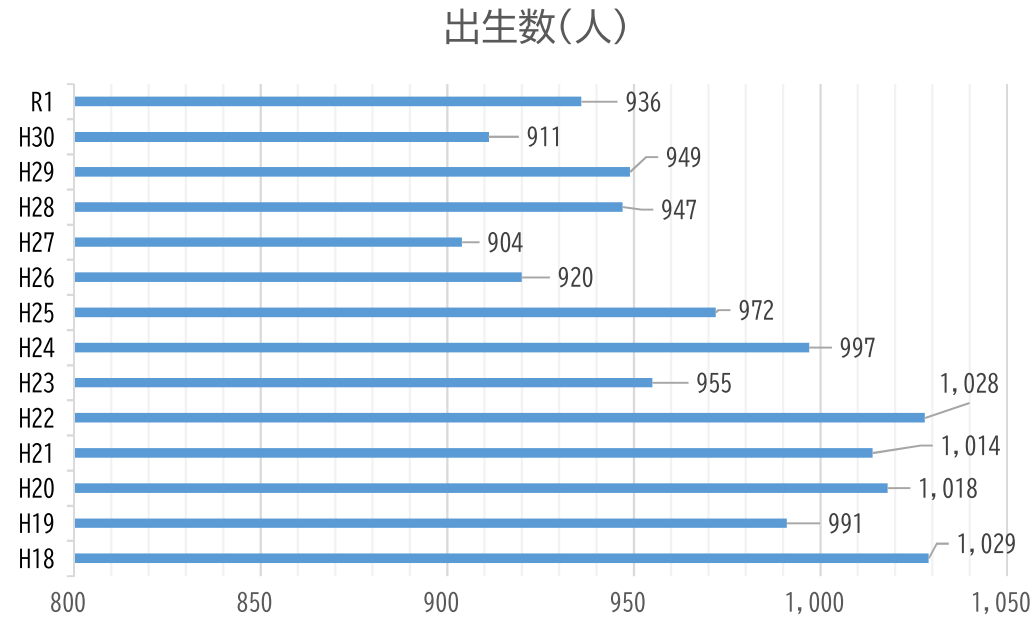

資料:筑紫野市統計書・市民課

4）生活保護

生活保護世帯数は年々増える傾向にあり、平成 25[2013]年度（996 世帯）から令和元[2019]年度（1,113 世帯）の６年間で 117 世帯増となっています。また、本市における保護率は、全国・福岡県を下回る数値で推移しています。

■生活保護の世帯数及び人数の推移

	H25 [2013]	H26 [2014]	H27 [2015]	H28 [2016]	H29 [2017]	H30 [2018]	R1 [2019]
被保護世帯数	996	1,014	1,029	1,051	1,082	1,087	1,113
被保護人員数	1,378	1,377	1,378	1,408	1,415	1,405	1,428
筑紫野市保護率(%)	1.37	1.36	1.36	1.39	1.39	1.37	1.39
福岡県保護率(%)	2.61	2.60	2.58	2.54	2.50	2.46	2.41
全国県保護率(%)	1.70	1.70	1.70	1.69	1.68	1.66	1.64

資料：福岡県世帯類型別・労働力類型別被保護世帯の状況、厚生労働省被保護者調査（2019 年）、令和元年度版福岡県の生活保護

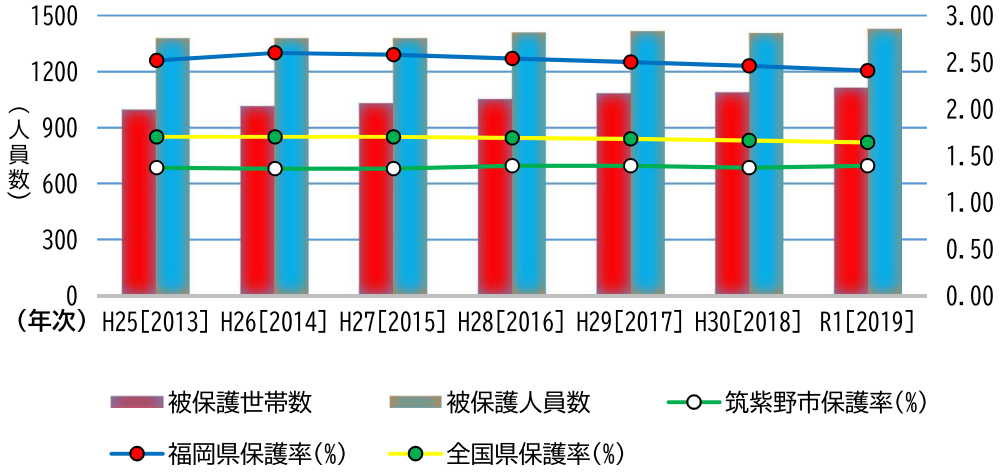

第２章
計画の基本理念と基本目標

１．計画の基本理念

２．計画の基本目標

３．施策の体系

１．計画の基本理念

第一次計画では、「『協働と共生のまちづくり』　～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり～　」を基本理念とし、様々な取り組みを推進してきました。

本計画の上位計画であり、市政を進めるうえで基本となる『第六次筑紫野市総合計画』においては、目指すまちの姿の一つとして「高齢・障がい・介護・子育てなどによる生活課題を抱えても、身近な支援を受けながら、お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して自立した生活ができる地域社会」を掲げ、“高齢者や障がい者など市民がお互いに支えあい、生きがいを持って、毎日を安心して過ごせる地域社会づくり”を目指すこととしています。

本計画では、『第六次筑紫野市総合計画』の基本構想や『筑紫野市地域福祉推進条例』に規定されている基本理念を踏まえるとともに、第一次計画の基本理念を継承しながら、基本理念を次のように設定します。

“お互いを認めあい、
支えあいながら、
だれもが安心して
暮らせる福祉のまちづくり”

２．計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、次の４つの基本目標にそって施策を推進します。

基本目標　１　　地域で支えあい、助けあう仕組みづくり
基本目標　２　　様々なニーズを受け止め、支援するための仕組みづくり
基本目標　３　　地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくり
基本目標　４　　地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり

基本目標　1　地域で支えあい、助けあう仕組みづくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。特に、地域の人たちが自宅から歩いていける小圏域（自治会等）では、日々の生活が営まれ、自治公民館を核とした地域住民の様々な交流や学習活動などが行われており、地域福祉の基礎的な生活圏域として捉えることができます。そこでのつながりや支えあい、また生活課題への取り組みなどが、一人ひとりの暮らしを守り、地域での生活を豊かなものにすることから、そのあり方は大変重要になります。

近年、近隣関係の希薄化が進み、かつてあった助けあいや支えあいが十分に機能しなくなっている地域や、住民同士の関わりそのものがほとんどないような地域も増えてきています。その一方で、地域での支えあいや助けあいの必要性は増しており、地域から高齢者等の孤独死を出さないように、また、生活課題等を抱えた人々が地域の中で孤立しないように、障がいのある人もない人も、だれもが地域で安心していきいきと暮らせるようにすることが重要となっています。

本目標では、住民一人ひとりが、『孤立させない』『排除しない』という思いを共有し、地域住民同士が出会い、つながるための仕組み、さらに支えあい、助けあうことのできる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標　2　様々なニーズを受け止め、支援するための仕組みづくり

だれもが地域で安心して暮らせるようにするためには、「必要な時に必要な支援が、すばやく、的確に得られる」ということが重要となります。

１町４村の合併により生まれた本市は、地勢的特徴をはじめ地域ごとに異なる顔を持ち、高齢化率の高い地域や単独世帯が増加している地域など様々であることから、各地域で抱える生活課題にも違いがみられます。このため、より身近なところで地域住民の福祉ニーズを受け止め、対応していくための仕組みづくりが必要となっています。

また、生活課題が複雑・多様化するなかで、住民相互の支えあい、助けあいだけでは困難なものや、公的な福祉サービスではカバーしきれない問題が顕在化してきています。このような生活課題に対応していくためには、地域住民や地域で活動する市民団体、関係機関、福祉事業者、行政などが連携・協働し、互いの役割のなかでつながりを拡げ、補いあっていく必要があります。

本目標では、関係機関・団体等との連携を強化し、身近なところでの気軽な相談から専門的な相談まで、福祉ニーズに即した相談体制の整備や情報提供の充実に取り組みます。また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者の自己選択と自己決定を基本とし、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用し、自立した生活が送れるよう、利用者の権利や生活擁護に取り組みます。

基本目標　３　地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくり

地域に暮らす住民一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指していくためには、自ら模索し、提案し、実現していくことが重要であり、このような主体的な活動が、本市における地域福祉の基盤をつくります。

しかし、思いをなかなか行動に移せないでいる人や、どのような活動をすべきか悩んでいる人、福祉活動を進める上で組織づくりや運営などにおいて問題や課題を感じている人も少なくありません。また、すでに地域活動に取り組んでいる人が、さらに充実した活動を行えるよう活動環境を整えることや、次世代を担う子どもたちを、地域活動を通して地域福祉の担い手として育成していくことも重要な課題となっています。

本目標では、『参加・参画する』という視点を大切にしながら、市民ひとり一人が地域福祉の担い手として育っていけるような環境づくりに取り組みます。

また、ボランティアセンターなどの中間支援組織や自治会等、各種団体等と連携・協働し、福祉活動をしようとしている人々の主体的な行動や力を引き出す仕組みづくりや、ボランティア活動等の充実・発展を促すための支援に取り組みます。

基本目標　４　地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり

地域には、様々な福祉ニーズや生活課題を持つ人々がいます。互いを認めあい、排除することなく地域で共に暮らしていくためには、全ての住民が、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンといった福祉の理念に基づく行動や生活の営みを地域のなかに浸透させていくことが重要です。

また、市民のだれもが安心して外出し、自由に行動できるようにするためには、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、利用しやすい施設、もの、サービスなどに配慮していくとともに、移動手段等の充実が求められます。

本目標では、子どもから高齢者まで、地域で生活を共にする全ての住民が、地域福祉の担い手としての自覚を持ち、地域福祉への理解を深め、福祉の心を育んでいけるよう、福祉教育や人権教育の推進を図るとともに、バリアフリー化等施策の推進に取り組みます。

３．施策の体系

＜基本理念＞

お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本目標１　　地域で支えあい、助けあう仕組みづくり

＜基本施策＞　　＜施策の方向性＞

１．身近な地域での関わりを豊かにする

【市】
- （１）地域のつながりの再構築
- （２）地域組織活動の活性化と充実

【社会福祉協議会】
- （１）地域のつながりの再構築

２．地域の声かけ・見守り活動を推進する

【市】
- （１）子どもの安全・安心対策の推進
- （２）声かけ・見守り体制の充実

【社会福祉協議会】
- （１）災害時や緊急時の見守り活動の推進
- （２）小地域福祉活動の充実・支援

３．地域住民の活動拠点の整備と地区間交流を推進する

【市】
- （１）地域特性に応じた活動拠点の整備・確保
- （２）地区間交流の推進

【社会福祉協議会】
- （１）だれもが気軽に集える交流の場づくりの推進

基本目標２　　様々なニーズを受け止め、支援するための仕組みづくり

＜基本施策＞　　＜施策の方向性＞

１．生活課題の発見と把握・対応のための基盤をつくる

【市】

（１）民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実
（２）地域課題等の把握・点検
（３）地域福祉活動メニューづくりの促進
（４）地域まちづくり計画等の支援

【社会福祉協議会】

（１）民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実
（２）地域課題等の把握・点検
（３）地域福祉活動メニューづくりの促進
（４）地域まちづくり計画等の支援

２．きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化する

【市】

（１）各種相談・支援事業の充実
（２）相談・支援体制の整備・充実

【社会福祉協議会】

（１）各種相談・支援事業の充実
（２）相談・支援体制の整備・充実

３．住民の視点に立った情報提供の仕組みをつくる

【市】

（１）だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供
（２）必要時に必要な情報を入手できる仕組みづくりの推進

【社会福祉協議会】

（１）だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供
（２）必要時に必要な情報を入手できる仕組みづくりの推進

４．各種福祉施策・事業の推進と利用者の権利擁護のための仕組みをつくる

【市】

（１）各種福祉施策・事業の推進（進行管理）
（２）要支援者に対する権利擁護の推進
（３）虐待、ＤＶ防止の取り組み推進
（４）災害時等要援護者の支援体制の整備
（５）孤立しがちな生活困窮者等への自立支援
（６）防災・防犯、交通安全等の対策強化

【社会福祉協議会】

（１）地域実態に即した福祉サービスの推進（進行管理）
（２）要支援者に対する権利擁護の推進
（３）福祉制度の谷間にある要支援者への支援
（４）災害時等要援護者の支援体制の整備
（５）孤立しがちな生活困窮者等への自立支援
（６）防災・防犯、交通安全等の対策強化

基本目標３　　地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくり

＜基本施策＞　　＜施策の方向性＞

１．地域福祉を担う多様な人材を育成する

【市】

（１）地域福祉を支える人材の育成
（２）地域福祉活動の中核となる人材の育成

【社会福祉協議会】

（１）地域福祉を支える人材の育成
（２）地域福祉活動の中核となる人材の育成支援

２．ボランティア活動・ＮＰＯ活動等の活性化を図る

【市】

（１）生涯学習ボランティアバンク事業の充実
（２）ボランティア団体等の育成と活動支援
（３）地域福祉活動ための財源の確保、検討

【社会福祉協議会】

（１）ボランティアセンター事業の充実
（２）ボランティア団体等の育成と活動支援
（３）地域福祉活動のための財源の確保、検討

基本目標４　　地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり

＜基本施策＞　　＜施策の方向性＞

１．人にやさしい地域づくりを進める

【市】

（１）人権意識の醸成
（２）人にやさしい住環境づくりの推進
（３）安心して子育てできる環境づくりの推進

【社会福祉協議会】

（１）人権意識の醸成
（２）人にやさしい住環境づくりの推進
（３）安心して子育てできる環境づくりの推進

２．健康・福祉への理解と行動を促す

【市】

（１）福祉教育の推進
（２）健康づくり等の推進

【社会福祉協議会】

（１）福祉教育の推進
（２）健康づくり等の推進